

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年2月14日（火） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐藤 周 君	2 番	長 沢 正 君
3 番	四 宮 和 彦 君	4 番	青 木 敬 博 君
5 番	中 島 弘 道 君	6 番	浅 田 良 弘 君

○出席議員 7名

議 長	宮 崎 雅 薫 君	副議長	大 川 勝 弘 君
議 員	仲 田 佳 正 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	佐 藤 龍 彦 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	杉 本 一 彦 君		

○オブザーバー 2名

議 員	石 島 茂 雄 君	議 員	重 岡 秀 子 君
-----	-----------	-----	-----------

○出席議会事務局職員 5名

局 長	富 士 一 成	局長補佐	森 田 洋 一
係 長	鈴 木 綾 子	主 事	野 田 昌 伸
主 事	福 王 雅 士		

○会議に付した事件

1 市議会3月定例会の運営について

- (1) 議案の付託、即決について
- (2) 人事案の取扱いについて
- (3) 請願、陳情の取扱いについて
- (4) 予算大綱質疑について
- (5) 一般質問について
- (6) 所管事務調査の議決について
- (7) 会期及び日程について
- (8) その他

2 意見書について

3 その他

- (1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について

- (2) 伊東市議会の所管に係る伊東市個人情報保護条例施行規程を廃止する規定について
- (3) 伊東市議会事務局職員補職名規則の一部を改正する規則について
- (4) 令和5年度議会費当初予算について
- (5) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会3月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 議案の付託、即決についてから(6) 所管事務調査の議決についてまでを協議、決定し、それを基に(7) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1)から(6)まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）3月定例会の運営について、順次、説明をさせていただく。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから6ページまでをご参照いただきたい。提出議案については、報告2件、条例11件、単行議案1件、補正予算7件、新年度予算10件及び人事案2件の以上33件である。それぞれについて、概略を説明する。

まず、報告2件について申し上げる。市報第8号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてである。強風の影響により枝が落下し、北中学校付近の市有地に駐車中の自家用車を破損させ損害を与えたため損害賠償を行ったもので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月24日付で専決処分を行ったため報告するものである。

次に、市報第9号 市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてである。これも強風の影響により市営かどの球場敷地内の立木が倒木し、隣接地の浄化槽マンホールの蓋などを破損させ損害を与えたため損害賠償を行ったもので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月26日付で専決処分を行ったため報告するものである。

以上2件の報告案件については質疑のみとなる。

次に、条例11件である。まず、市議第35号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例である。令和5年度中に生活保護の医療扶助のオンラインによる資格確認が開始されることに伴い、生活保護法の対象外である外国人の保護世帯の個人情報を取り扱うことができるようにするとともに、マイナンバーカード取得済者の利便性向上のため、一部の事務処理について個人情報を取扱いできるようにするための改正である。常任福祉文教委員会への付託をお

願います。

次に、市議第36号 伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例である。今年度開催された伊東市特別職報酬等審議会において、議員報酬の額について引上げの答申がなされたことを踏まえ改正をするもので、議長を42万3,000円から43万5,000円に、副議長を39万円から40万円に、議員を36万1,000円から37万円にそれぞれ改めるもので、令和5年10月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第37号 伊東市職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例である。国家公務員退職手当法の運用方針等の改正による非常勤職員の退職手当支給対象要件の緩和を受け、国家公務員との均衡を図るため所要の改正を行うもので、雇用保険法等の改正により、事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例が設けられたことや、延長給付に相当する金額を退職手当として支給する特例措置の対象が拡大されたことに伴い、雇用保険法における基本手当に相当する退職手当を受給する者の特例について改正を行う。公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第38号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例である。早期退職者の退職手当の割増率について、国家公務員においては、早期退職日時点の年齢と60歳との年の差、1年につき退職手当基本額を3%割り増すこととしているが、本市では、早期退職日時点での年齢が59歳であった場合については割増率を2%としていることから、国家公務員との均衡を図るため割増率を3%とする改正を行うものである。公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第39号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律のほか、その他関係法令の施行に伴い改正するもので、主な改正内容は、法改正に伴う引用条項の整理のほか、民法の懲戒権を削除し、体罰の禁止を明確化する法改正の下、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令においても懲戒権の規定が削除されたことに伴い、条例第26条の懲戒権に係る規定の削除を行うものである。令和5年4月1日からの施行となるが、第26条の改正規定は公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第40号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令のほか、その他関係法令の施行に伴い、保育事業者に対し必要な措置を講じるため改正するもので、主な改正内容は、施設に係る安全計画の策定等の義務化やバス送迎に当たっての安全

管理の徹底に係る規定の整備のほか、民法の懲戒権を削除し、体罰の禁止を明確化する法改正の下、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令においても懲戒権の規定が削除されたことに伴い、条例第13条の懲戒権に係る規定の削除などを行うものである。令和5年4月1日からの施行となるが、第13条の改正規定については公布の日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第41号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い改正するもので、施設に係る安全計画の策定等の義務化やバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の整備のほか、業務継続計画策定等の努力義務化に係る規定の整備を行うものである。令和5年4月1日からの施行となるが、安全計画の策定等については経過措置が設けられる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第42号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例である。厚生労働省が設置する社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の支給額を令和5年4月から全国一律で引き上げるべきとされたことに伴い、本市における出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から48万8,000円に改めるもので、令和5年4月1日から施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第43号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である。地方税法施行令の一部を改正する政令が施行され、被保険者間の負担の公平化及び低・中所得者の負担軽減のため、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもので、基礎課税額の賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を19万円から20万円に改めるとともに、用語の整理を行うものである。令和5年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第44号 伊東市下水道条例及び伊東市地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例である。人口減少、節水機器の普及及び新型コロナウイルス感染症の蔓延による有収水量の減少や燃料費などの物価高騰による維持管理費の増加などにより、現行の料金体系による下水道事業の経営維持が厳しいことから、下水道使用料の改定を行うもので、引上げ額等については、水道等汚水の基本料金を約3割引き上げる料金改定を行うものである。令和5年10月1日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第45号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例である。耐用年数を経過し、老朽化が著しく政策空家として管理している市営住宅について用途廃止を行うための改正で、赤坂住宅1戸、城星住宅1戸、逆川住宅2戸及び諏訪の入住宅5戸の計9戸について用途廃止を行うとともに、逆川住宅第2及び諏訪の入住宅を削除し、その他の

住宅について管理戸数を改めるものである。公布の日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

以上が条例11件の説明となるが、今定例会においても伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例が国の財政措置に伴い追加提出される予定である。提出されたら、改めて議会運営委員会を開催することなく、条例案の審議の最後に議題とする議事日程を改めて作成、配付し、本会議での質疑を経て常任総務委員会への付託とさせていただきたい。

続いて単行議案1件である。市議第46号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてである。静岡地方税滞納整理機構の事務所が入居している建物の建て替えに伴い、事務所の位置を静岡市から藤枝市に改める改正を行うことについて、地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更する協議を行うことについて議会の議決を求めるものである。これまでの例に倣い、即決でお願いする。

次に、補正予算7件である。まず、市議第47号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第8号）である。補正予算の規模は、5億2,365万9,000円の追加で、補正後の額を312億5,059万2,000円とするものである。

主な補正内容は、歳出の総務費において、新図書館建設等大規模建設事業などにおける地方債借入れにより増加が見込まれる公債費に備えるための減債基金積立金の増額や、ふるさと伊東応援寄附金の増額に伴い、寄附金返礼事業及び応援基金積立金の増額を行うもので、民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の事業完了に伴う事業費の整理や、対象者数が見込みを下回ったことによる児童手当及び児童扶養手当の減額のほか、受診者増に伴う、子育て支援医療費助成費を増額するものである。

衛生費では、妊娠届及び出産届提出時にそれぞれ5万円を給付する国の出産・子育て応援給付金事業を実施するための経費を計上し、観光商工費では、老朽化が進んでいる観光会館の屋上防水及び舞台照明設備の改修工事経費を追加するものである。土木費では、令和5年度当初にかけての切れ目のない経済対策として生活環境向上対策事業を計上するもので、教育費では、国の繰越予算の追加配当及び補正予算の成立に伴い、市内各小・中学校の感染拡大防止対策費を追加するものである。

歳入においては、補正する事業に見合った国県支出金の増減の整理のほか、ふるさと伊東応援寄附金や、競輪事業特別会計益金収入の増額、普通交付税再算定に伴う地方交付税を追加するとともに、財政調整基金からの繰入金を減額するものである。

また、繰越明許費として24事業、3億5,600万4,000円の計上を行っているが、繰越事業の一部について、令和5年度の予算編成における財源調整により、令和4年度補正予

算に前倒しし、繰越しにより実施する事業を計上しているところである。その他、観光会館をはじめ、指定管理施設における光熱水費等物価高騰分に対する補助金について、事業費ごとに計上を行っている。

次に、市議第48号 令和4年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は88億6,200万円の追加で、補正後の予算規模を332億2,362万3,000円とするものである。補正内容は、車券の売上げが好調に推移し、見込みを上回ることから、歳入において車券売上金の増額、歳出において、一般会計への繰出金、車券売上金の増額に見合う勝者投票払戻金や競輪施設改善基金への積立金などを追加するものである。

次に、市議第49号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は445万4,000円の追加で、補正後の予算規模を87億9,909万2,000円とするものである。補正内容は、歳出において、国民健康保険事業基金への積立金の増額が主なものであり、歳入において、保険基盤安定繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増額のほか、財源組替えに伴う一般会計繰入金の減額が主なものである。

次に、市議第50号 令和4年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は410万4,000円の減額で、補正後の予算規模を5,099万6,000円とするものである。補正内容は、歳出において、霊園建設事業における合葬式墓地の建設事業費が確定したことに伴う減額が主なもので、歳入において、墓所使用料の増額のほか、合葬式墓地の建設事業費の確定に伴い、その財源としていた霊園整備基金繰入金の減額が主なものである。

次に、市議第51号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、5,428万円の減額で、補正後の予算規模を23億3,619万7,000円とするものである。補正内容は、歳出において、広域連合に対する保険料負担金の確定に伴う減額などが主なものであり、歳入では、広域連合の決算見込みに伴う医療保険料の減額のほか、一般会計繰入金の減額などが主なものである。

次に、市議第52号 令和4年度伊東市下水道事業会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は、収益的収支において、収入を96万6,000円増額し、補正後の額を16億5,427万6,000円とし、支出を431万6,000円減額し、補正後の額を16億818万円とするもので、資本的収支においては、収入を1億1,146万7,000円減額し、補正後の額を8億672万8,000円とし、支出を1億1,671万4,000円減額し、補正後の額を13億1,524万6,000円とするものである。補正の内容は、収益的収支については、令和3年度決算に伴う長期前受金戻入などの増額と借入利率の確定による企業債利息の減額が主なもので、資本的収支については、国庫補助事業不採択などによる企業債、国庫

補助金及び工事請負費の減額が主なものである。

最後に、市議第53号 令和4年度伊東市水道事業会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、収益的収支において、収入を744万7,000円増額し、補正後の額を16億3,491万4,000円とし、支出を5,249万5,000円増額し、補正後の額を16億145万3,000円とするもので、資本的収支においては、収入を1,350万円増額し、補正後の額を3億509万5,000円とし、支出を1億2,779万7,000円減額し、補正後の額を10億7,800万5,000円とするものである。補正の内容は、収益的収支については、不要メーターの売却に伴う不用品売却収益の増額と、社会情勢による動力費の増額が主なもので、資本的収支については、開発負担金の増額と、計画の見直しによる委託料及び工事請負費の減額が主なものである。

以上、市議第47号から市議第53号までの7件の補正予算については、従来例に倣い、委員会付託を省略し、即決とさせていただきたいと存ずる。具体的には、この後の、会期及び日程についての説明で申し上げるが、2月20日（月）は説明のみとし、3月8日（水）に予定している議案審議の日に質疑から入り、決定をお願いしたい。

なお、本会議における一般会計補正予算（第8号）に係る質疑については5つに区分し、1つ目として歳出第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費の3款、2つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費の3款、3つ目として第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費の3款、4つ目として歳入全般、5つ目として地方債の補正及び繰越明許費、以上5つに区分して行わせていただく。

次に、新年度予算10件についてであるが、新年度予算については、これまでの例により、一般会計については、歳入は常任総務委員会、歳出は各常任委員会に分割付託し、特別会計、企業会計については所管の常任委員会へ、予算大綱質疑終結後、付託をお願いする。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料7ページをご参照願う。まず、市選第3号副市長選任の同意については、令和5年3月31日に任期満了となる副市長中村一人氏の後任者の選任の同意を求めるものである。

次の、市諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員佃正幸氏の退任に伴う後任者の推薦について、意見を求めるものである。

これら人事案2件については、最終日の本会議において、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、決定いただくこととしたいと存ずる。

続いて、(3) 請願、陳情の取扱いについてである。さきの12月定例会以降、これまでに郵送による陳情5件及び持参による陳情1件を受理している。まず、郵送による5件の陳情であるが、令和4年12月22日に受理した会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望

書（陳情）、令和4年12月23日に受理した政府・財務省等による積立金前倒し国庫納付問題に反対をお願いする要請書（陳情）、令和4年12月27日に受理した日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、令和5年1月17日に受理した、政府・財務省・厚生労働省等による「積立金前倒し国庫納付」に反対し、前倒し国庫納付するための機構法「改正」を行わないよう政府への要請を求める陳情及び令和5年1月23日に受理した、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める陳情、以上5件の陳情については、それぞれ既に参考配付させていただいた。

続いて持参による陳情である。資料8ページ及び9ページをご参照願う。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○氏から、保育士の配置基準の抜本的な見直しを求める意見書の提出を求める陳情が令和5年2月9日に持参され受理している。本件は意見書採択を求める陳情であるので、この後、議題となる2の意見書についての中で、ご協議をお願いする。

なお、議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので申し添える。

次に、(4) 予算大綱質疑についてである。予算大綱質疑を、申合せにより、会派及び会派に所属していない議員により実施する。持ち時間は、議員1人当たり答弁込みで20分とし、これまでの例により、2人会派に会派として、及び会派に所属していない議員に5分を上乘せして、通告に基づきお願いしたいと存ずる。なお、予算大綱質疑の通告期限は、申合せにより、市長施政方針の日から3開庁日後の正午までであるので、2月24日（金）正午までとなる。予算大綱質疑の順序については、まず、5人会派の正風クラブ、続く3人会派については、ローテーションに基づき、公明党、清和会、自民・維新の会の順となる。続いて2人会派については、今回は無党派 颯、日本共産党の順とし、最後に、会派に所属していない議員となる。予算大綱質疑の順序及び質疑時間を改めて申し上げる。1番目正風クラブ100分、2番目公明党60分、3番目清和会60分、4番目自民・維新の会60分、5番目無党派 颯45分、6番目日本共産党45分、最後に会派に所属していない議員25分となる。なお、先ほども申し上げたが、予算大綱質疑の通告期限は、2月24日（金）の正午までとなる。

なお、午前中の予算大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている会派の開始時間は崩さないようにして行うことのと承とともに、大綱質疑に関しては通告制の実施となっているため、質疑者が体調不良等の理由で登庁できない場合には代理での実施はできないので、質疑予定の議員については、体調管理には十分にご留意をお願いする。

また、質疑される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただい

ていることと存するが、質疑の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくよう、お願い申し上げます。

次に、(5) 一般質問についてである。申合せにより、持ち時間50分以内で、予算大綱質疑の後に一般質問を行う。順序について申し上げます。会派の構成は5人の大会派が1つ、3人の小会派が3つ、2人会派が2つとなっている。これまでの例により、大、小、小、大、小、大、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3人会派の順序については、これまでのローテーションに基づき、清和会、自民・維新の会、公明党、2人会派については、日本共産党、無党派 颯の順となる。従って、1番目正風クラブ、2番目清和会、3番目自民・維新の会、4番目正風クラブ2人目、5番目公明党、6番目正風クラブ3人目、7番目日本共産党、以下6番目までを同様に繰り返し、無党派 颯、会派に所属していない議員となる。一般質問の通告期限は、申合せにより、大綱質疑通告日の前開庁日ということで、2月23日（木）が祝日であることから、2月22日（水）の正午までとなるが、極力早めのご通告をいただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

また、質問される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていると存するが、質問の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようお願いする。

なお、質問を予定していた議員が急病等により実施できなくなった場合は、議長において、各会派代表と調整する中で決定していくこととする。

次に、(6) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和5年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いする。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、決定をお願いしたいと存する。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから(6) 所管事務調査の議決についてまでの説明を終わる。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（佐藤 周君）行う。

○2番（長沢 正君）行う。

○3番（四宮和彦君）行う。

○5番（中島弘道君）行う。

○6番（浅田良弘君）行う。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大6会派ということで調整し、決定させていただきたい。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序及び時間を申し上げる。第1日目、3月1日（水）の1番目正風クラブ100分、2番目公明党60分、3番目清和会60分。翌日の第2日目、3月2日（木）、1番目自民・維新の会60分、2番目無党派 颯45分、3番目日本共産党45分となる。

○委員長（青木敬博君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会

派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、2月24日（金）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）2人。

○2番（長沢 正君）2人。

○3番（四宮和彦君）2人。

○5番（中島弘道君）2人。

○6番（浅田良弘君）2人。

○委員長（青木敬博君）なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党の2人と石島議員が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大13人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、3月3日（金）1番目正風クラブ、2番目清和会、3番目自民・維新の会、4番目正風クラブ2人目、5番目公明党。第2日目、3月6日（月）1番目日本共産党、2番目清和会2人目、3番目自民・維新の会2人目、4番目公明党2人目、5番目無党派 颯。第3日目、3月7日（火）1番目日本共産党2人目、2番目無党派 颯2人目、最後に石島議員である。

○委員長（青木敬博君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、予算大綱質疑通告期限の前開庁日である2月22日（水）の正午までとしているのでご留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう通告期限にかか

ならず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いします。

次に、(6) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について及び(8) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）(7) 会期及び日程についてである。資料10ページ及び11ページをご参照願う。会期は、2月20日（月）から3月22日（水）までの31日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って、説明する。2月20日（月）は、開会后、議事に入り、会期の決定、2件の専決処分報告とこれに対する質疑の後、市長施政方針演説に引き続き、条例11件、単行議案1件、補正予算7件、計19件の説明、翌21日（火）は、新年度予算10件の説明のみとなる。22日（水）は一般質問通告期限、23日（木）は祝日のため休会、24日（金）は予算大綱質疑の通告期限となる。25日（土）及び26日（日）は休会、27日（月）及び28日（火）は本会議なし、3月1日（水）及び2日（木）の2日間は予算大綱質疑となる。3日（金）から、休会となる4日（土）及び5日（日）を挟んで、7日（火）までの3日間に一般質問を実施し、8日（水）は議案審議で、条例11件の所管常任委員会への付託及び単行議案1件並びに補正予算7件の即決による議決をお願いしたいと存ずる。

9日（木）は常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室において、午前10時から同時開催とし、10日（金）は常任総務委員会を第2委員会室において午前10時からお願いします。11日（土）から17日（金）までの間は休会及び本会議なしで、20日（月）に議会運営委員会、21日（火）は休会、22日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、決定などをお願いします。

次に、(8) その他である。新型コロナウイルス感染症に関しては、市内の感染状況はまだまだ予断を許さない状況であると察するところである。議員各位におかれては、感染リスクを避ける行動などの感染予防にご尽力いただくとともに、ご家族等において体調の優れない方が発生した場合には、登庁を控えるなどの対応をお願いします。

以上で、市議会3月定例会の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いします。

○委員長（青木敬博君）まず、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応については、事務局長からの説明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、3月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）今年、我々の選挙が近づいてきている。その中で、大綱質疑に関しては目立った発言はないが、一般質問では、最初の枕言葉で自己PRや質問と関係ないことを話すということについて、どうなのかという思いがある。議長判断で止めるところは止めてほしいと思うが、いかがか。

○議長（宮崎雅薫君）先だつての代表者会議において、大綱質疑と一般質問の関係の参考資料をお配りした。議員それぞれに自覚をもって、ご自身の意見や発言をしていただきたい、とお願いはしている。それ以上のものについては、ただいま浅田委員の言ったように、議長として適切な判断をしてみたい。

○6番（浅田良弘君）よろしく願います。

○1番（佐藤 周君）コロナに関わるかもしれないが、卒業式を見据えてのことだと思うが、政府が3月から、室内においてもマスクの着用をしないような話が出ている中で、議会運営委員会や最終日があるが、その時のマスクについては、自由にさせるとか、どうなるのか、一応確認しておきたい。

○事務局長（富士一成君）まだ議長とは相談していないが、事務局案としては、3月13日が一応ひとつの目安になるが、国のほうはだいぶ落ち着きを見せている中で、本市においては最近なかなか情報が入ってこないが、学校、保育園、幼稚園においてはまだ広がりを見せている状況であるので、事務局案としては、マスクを着用していただき、リスク回避をお願いしたいと思う。結局、周囲の方へ広がるなど万が一のことを考えると、今定例会閉会まではマスク着用をお願いしたいと考えている。

○委員長（青木敬博君）暫時休憩する。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○委員長（青木敬博君）再開する。

そのほかに、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会3月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は1件である。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○氏から持参により提出された、意見書の提出を求める陳情について、その意見書案を職員に朗読いたさせる。資料は8ページ及び9ページになる。

〔陳情第11号及び意見書案朗読〕

○委員長（青木敬博君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前、3月20日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）会派内では前向きな意見が出ている。一点だけ、政府に対する予算措置の中には、今現在の保育士不足というところを見たときに、保育士の数を増やすことによって、保育園の定員が減るようなこと、計算するとそのようなことにならないように、保育士の確保も併せてしていかなければならないと思う。そこは制度を設計する中で準備をしていくということも含めた予算措置というが含まれるんだろうという意見が出ている。会派としては前向きに話している。

○2番（長沢 正君）賛成である。

○3番（四宮和彦君）基本的に賛成である。ただ、逆にこれだけでは足りないという部分もありそうな気がする。それを例えば、意見書の要望項目として、実態に即した配置基準に改善することのほかに、制度改革として要求することがあり得るだろうと思う。その辺はまた会派内で調整する。ついでに言うが「それに至った背景も深く追求していくことも重要です。」の「追求」は「追及」であると思う。

○5番（中島弘道君）我が会派も賛成の方向である。4、5歳児は75年前から配置基準が変わってないということに驚いた。また正風クラブが言ったように、配置基準というのは、もっと増やしてほしいということだから、いま保育士不足が言われている中、保育士不足の問題というのも併せて考えていかなければならないということだが、この意見書については賛成の方向である。

○6番（浅田良弘君）この件については最近、全国的に保育士の配置基準等に関して報道がある。

四宮委員の言うように、配置基準以外にも保育士の対応については各地から政府に意見書が出されている状況だと思う。当会派も賛成の方向でいるが、今一度、内容について協議していきたいと思う。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）裾野で問題が起きたのは1歳児で、それが6人を保育士1人で見ているとのことである。諸外国、例えばイギリスとかでも3人くらいで、1歳半とかまだ物も分からないのに、6人も1人で見るというのは私も初めて実態を知った。そういうことを解決していかないと、本当の解決にならないので、賛成したいと思う。4、5歳の30人というものもすごいと思う。

○**オブザーバー**（石島茂雄君）賛成である。保育士不足、それも考えなければいけないというものもよく分かるが、まずは政府が40年以上にわたって少子化、少子化と言っているのに、こういうところ、78年も手を付けてなかったというのはどういうことかと。まずは、現場の方がこれだけ声を上げているのであるから、対策をして、その基準を決めてから保育士不足とか。そのためにはやはり経済の底上げが必要だと思う。

○**委員長**（青木敬博君）暫時休憩する。

午前10時57分休憩

午前11時 2分再開

○**委員長**（青木敬博君）再開する。

ただいま伺ったところ、提起された意見書案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同を得るまでには至っていない。したがって、本意見書案については、議長において調整を行い、最終本会議前、3月22日の本委員会において、その取扱いを協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○**委員長**（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程についてから(5) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○**事務局長**（富士一成君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程についてである。資料12ページをご参照願う。本件については、去る12月12日開催の代表者会議において、案文を配付させていただき、意見等を募った。現在までにご意見、ご指摘等はないため、本委員会において規程策定について了承をいただきたいと存じる。なお、施行日については、条例に合わせ令和5年4月1日となる。

次に、(2) 伊東市議会の所管に係る伊東市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程についてである。資料43ページをご参照願う。9月定例会において伊東市個人情報保護条例の廃止条例が議決され、令和5年3月末をもって廃止となることに伴い、付随する議会所管の伊東市議会の所管に係る伊東市個人情報保護条例施行規程も不要となることから、3月末をもって廃止する規程について、本委員会です承いただきたいと存ずる。

次に、(3) 伊東市議会事務局職員補職名規則の一部を改正する規則についてである。資料44ページ及び45ページをご参照願う。12月定例会において、職員の定年延長に関連した一連の条例等に関し、審議、議決をいただいたところであるが、この一連の改正の中において、再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員に改められた。議会所管の伊東市議会事務局職員補職名規則の中にも第3条の見出しにおいてこの文言が使用されていることから、この部分の改正とともに、地方公務員法の改正に伴い定年退職者等の再任用の条項が第28条の5第1項から第22条の4第1項又は第22条の5第1項に改正されたため、併せてこの部分も改正するため、本委員会での了承をいただきたいと存じる。

次に(4) 令和5年度議会費当初予算についてである。資料46ページ及び47ページをご参照願う。令和5年度議会費予算案について説明申し上げる。

令和5年度における議会費の総額は、2億697万円であり、前年度当初予算に対し423万2,000円、2.1%ほどの増となっている。本資料に沿って節別に説明する。

まず、第1節報酬は、欠員1人を除く19人分の議員報酬であるが、改選後の10月分からは20人分で算定するとともに、3月定例会で議員報酬引き上げの条例案が提出される予定であることから、その増額分も含んだものとなっている。2節給料は、事務局職員6人の給料で、3節職員手当等は、議員期末手当及び事務局職員の各種手当である。

4節共済費は、議員共済給付負担金及び事務局職員の共済組合負担金で、平成23年6月1日をもって廃止された議員年金は、経過措置として給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することとなっており、令和4年度の負担率32.2%から令和5年度は31.5%に下がっている。5節災害補償費は科目設定で、7節報償費は議員研修会の講師や視察先等への謝礼の計上である。

8節旅費は、議員1人当たりの行政視察旅費12万円、調査活動旅費8万円のほか、各種議長会等出席及び事務局職員の研究会等への出席のための旅費の計上で、9節交際費は90万円を計上している。10節需用費は、新聞購読料、法規追録代、事務用品代、議会車ガソリン代、市議会だよりの印刷製本費などに係る経費が主なものである。11節役務費は、電話料やインターネット接続料の通信運搬費等である。

12節委託料は、会議録作成のための録音反訳、会議録検索システムデータ作成業務に係る

委託料である。13節使用料及び賃借料は、夏に開催予定の議員研修会へ参加のための自動車借上料や会議録検索システムのサーバー及びシステム使用料、議員用パソコン借上料が主なものである。17節備品購入費は、議会図書室用図書購入費で、18節負担金補助及び交付金は、各種議長会等負担金及び議員団体定期保険料の計上が主なものとなる。

なお、予算要求していたタブレットの購入については、タブレットを使用した会議の実施に向けての庁舎全体の環境整備が整っていないことから、予算化されず見送ることとなるが、導入に否定的なものではなく、まずは、計画的にインターネット環境の整備を進めていくことが優先かと考えている。以上が議会費の新年度予算の概要である。

(5) その他であるが、特になし。

以上で、3 その他の説明を終わる。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 伊東市議会の所管に係る伊東市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の所管に係る伊東市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 伊東市議会事務局職員補職名規則の一部を改正する規則について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会事務局職員補職名規則の一部を改正する規則については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 令和5年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和5年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(5) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○議長（宮崎雅薫君）人事案件における議場での市長による説明についてである。議場で今まで、個人の名前、住所を説明していたが、住所は個人情報に当たる可能性があるということである。議員への資料としては、同様の資料は当局から提供はするとのことであるが、壇上で発言すると会議録にも記載されることになるため、個人情報保護の観点を踏まえた取扱いにしていきたい。経歴については、例えば学校の先生であると何年に配属されて何年までどこの小学校で、次はどこの小学校で、というような経歴が並んでいるが、そういった内容も検討して、もう少し簡素化したいとの話があった。今定例会は今までどおり取り扱うが、次の定例会からは、検討し、結果を報告してくれると思うので、ご承知おきいただきたい。

○委員長（青木敬博君）暫時休憩する。

午前11時13分休憩

午前11時22分再開

○委員長（青木敬博君）再開する。ほかに質疑・意見はあるか。

○3番（四宮和彦君）議運以前に、広報公聴にも関わることなので、議会報編集委員会で検討してもらった必要もある話かなと思うが、皆さん既に、会派視察だとかに行っていて来られていると思う。常任委員会の行政視察については報告書が公開されているが、個人視察や会派視察のものについては公開されていない。議員間でも情報共有という意味で言えば、ほかの会派が何を視察してきたのかということは知りたいと思う部分もある。会派視察や個人視察の報告書についても、閲覧できるようにできないだろうかということをご提案させていただきたい。

○議長（宮崎雅薫君）議長のところへは必ず報告書が来る。ただ、添付資料など何から何まで皆さんに全部というのは難しい。報告書については、コピーして各会派にお渡しすることもできるし、あるいはまた事務局と検討しなくてはいけないが、情報コーナーに棚があるので、そこに一定期間、資料を置いて閲覧していただく。その辺りは相談させてもらいたい。

○3番（四宮和彦君）議員間だけでなく、市民も見られたほうがよいのではないかと。

○議長（宮崎雅薫君）一定のルールを決めていかなければならないと考えるので、それはまた後日、なるべく近いうちに諮らせていただき、皆さんの了解を得ながらルールを作っていきたい。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和5年2月14日（火）午前11時25分（会議時間1時間8分）

以上の記録を認める。

令和5年2月14日

委員長 青木敬博